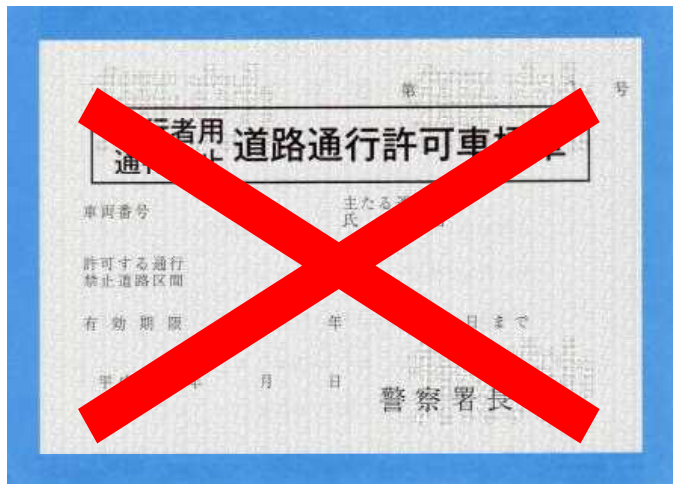


# 通行許可の申請方法が変わります。

## 平成31年2月1日から

### 通行許可車標章 廃止



2月1日より標章は交付しません。

### 通行禁止道路通行許可証

別記様式第一之三【第五号様式】

通行禁止道路通行許可申請書	
警察署長 年 月 日	
申請者 住所 氏名 【電話番号】	②
主たる 運転者 住所 氏名	
車両の種類	1 普通乗用 2 普通貨物 3 軽四乗用 4 軽四貨物 5 その他【 】
番号欄に表示されている番号	
運転の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
通行しようとする通行禁止道路の区間	
やむを得ない理由	
第 号 通行禁止道路通行許可証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に随うこと。	
条件	
年 月 日 警察署長 印	



- 通行許可証の掲示は必要はありません。

**携帯が必要です。**

- 臨時（7日未満）の通行許可証を交番又は駐在所で申請されるときは、交番又は駐在所に備え付けている申請書に必要事項を記載の上、申請してください。

詳しくは、通行しようとしている場所を管轄する警察署交通課（平日の9時～17時まで）にお尋ね下さい。